

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則

平成三十一年三月二十二日

群馬県規則第十六号

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成三十一年群馬県条例第十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(あっせんの申立て)

第三条 条例第十二条第一項の規定によりあっせんの申立てを行おうとする者（以下「申立者」という。）は、別記様式第一号によるあっせん申立書を知事に提出しなければならない。ただし、申立者があっせん申立書の作成又は提出をすることができないことについて相当の理由があると知事が認めた場合は、口頭であっせんの申立てを行うことができる。

2 申立者は、必要に応じて、あっせんの参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

3 第一項ただし書の規定により口頭であっせんの申立てを行う場合には、申立者は、あっせん申立書に定める事項を陳述しなければならない。

4 前項の規定による陳述を行う場合は、知事の指名する職員は、当該陳述を録取しなければならない。この場合において、当該職員は、録取した書面を、陳述を行った申立者に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認しなければならない。

5 条例第十二条第一項の規定により障害者以外の者があっせんの申立てを行おうとする場合は、当該あっせんの申立てが同条第二項第四号の規定に該当しないことを証明しなければならない。

(身分証明書)

第四条 条例第十三条第三項の証明書は、別記様式第二号（条例第十四条第五項において準用する場合にあつては、別記様式第三号）によるものとする。

(あっせんの開始)

第五条 知事は、条例第十四条第一項の規定により協議会にあっせんを求めた場合は、対象事案の当事者に対して、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 知事は、あっせんを求めることが適当でないと認めたときは、申立者に対して、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。

3 協議会は、あっせんを行うことが適当でないと認めたときは、申立者に対して、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。

(あっせん案の提示)

第六条 条例第十四条第七項の規定によるあっせん案の提示は、次に掲げる事項を記載した

書面を対象事案の当事者に送付することにより行うものとする。

- 一 あっせん案の内容及び当該あっせん案の受諾を求める理由
- 二 あっせん案に対する諾否の応答をすべき期限及びその方法
- 三 前二号に掲げるもののほか、参考となる事項

(あっせんの終了)

第七条 協議会は、条例第十四条第八項の規定によりあっせんが終了したときは、対象事案の当事者に対して、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。

(あっせんの手続の非公開)

第八条 協議会が行うあっせんの手続は、公開しない。

(勧告の実施)

第九条 条例第十五条第二項の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した書面を対象事業者に送付することにより行うものとする。

- 一 勧告の対象となる者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 二 勧告の対象となる者の勧告に係る事業所の所在地
- 三 勧告の内容及び理由
- 四 勧告に従う旨又は従わない旨の意思の表明をすべき期限及びその方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

(意見聴取の手続)

第十条 群馬県行政手続条例（平成七年群馬県条例第四十四号）第三章第二節の規定は、知事が条例第十六条第二項の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、「不利益処分」とあるのは「公表」と、「条例等」とあるのは「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成三十一年群馬県条例第十四号）」と、「職員その他規則で定める者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

(公表)

第十一条 条例第十六条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 勧告を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 二 勧告を受けた者の勧告に係る事業所の所在地
- 三 勧告の内容
- 四 勧告に従わなかったこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(協議会の議事)

第十二条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第十三条 合議体を構成する委員又は専門委員（以下「委員等」という。）には、次に掲げる者を含まなければならない。

- 一 障害者又はその家族
 - 二 障害者の福祉に関する事業に従事する者
 - 三 障害を理由とする差別の解消に関し学識経験のある者
 - 四 事業者又は事業者団体の役職員
 - 五 弁護士
- 2 合議体のうち、会長が構成員となるものにあつては会長が長となり、その他のものにあつては会長の指名する委員等が長となる。
- 3 前項に規定する長（以下「合議体の長」という。）は、合議体を代表し、合議体の会務を掌理する。
- 4 合議体の長に事故があるときは、当該合議体に属する委員等のうちから合議体の長があらかじめ指名する委員等が、その職務を代理する。

(合議体の議事)

第十四条 合議体の会議は、合議体の長が招集し、合議体の長がその議長となる。

- 2 合議体は、これを構成する委員等の過半数が出席しなければ、議決をすることができない。
- 3 合議体の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、合議体の長の決するところによる。
- 4 合議体の長は、合議体における調査審議の状況及び結果を会長に報告するとともに、前項の議決がされた場合は、次の協議会の会議においてこれを報告するものとする。
- 5 前条及び前各項に定めるもののほか、合議体の運営に関し必要な事項は、合議体の長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

年 月 日

群馬県知事 へ

住 所
申立者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

あつせん申立書

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおりあつせんを求めます。

- 1 障害を理由として不当な差別的取扱いを受け、又は合理的配慮がされなかった障害者
住所
氏名
申立者との関係

- 2 障害を理由として不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮をしなかったとされる事業者
事業者の名称（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

障害を理由として不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮をしなかったとされる事業所の所在地

- 3 障害を理由とした不当な差別的取扱い又は合理的配慮がされなかった事案の概要

- 4 求めるあつせんの内容

- 5 その他参考となる事項

（表面）

<p>身分証明書</p> <p>第 号</p> <p>所属 職名 氏名</p> <p>上記の者は、群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第13条第1項の規定により対象事案に係る事実の調査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>群馬県知事</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(抜粋)</p> <p>（事実の調査）</p> <p>第13条 知事は、あっせんの申立てがあったときは、その職員に、対象事案に係る事実を調査させるものとする。</p> <p>2 対象事案の当事者（あっせんの申立てを行った者及び当該あっせんの申立てにおいて障害を理由として不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮をしなかったとされた事業者（以下「対象事業者」という。）をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 第1項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象事案関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
---	---

（裏面）

<p>（あっせん）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 協議会は、第1項の規定によるあっせんの求めがあった場合において、必要があると認めるときは、対象事案関係者に対し、資料の提出又は説明を求めるとその他の必要な調査を行うことができる。</p> <p>4 協議会は、必要があると認めるときは、知事に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、知事は、その職員に、当該調査を行わせるものとする。</p> <p>5 前条第3項の規定は、前2項の調査について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第3項の調査を行う協議会の委員又は専門委員及び同条第4項」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 対象事案関係者は、正当な理由がある場合を除き、第3項の規定による調査（第4項の規定により知事はその全部又は一部を行う場合を含む。）に協力しなければならない。</p> <p>7 から9まで 略</p>
---	--

（表面）

<p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>氏名</p> <p>上記の者は、群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第14条第3項の規定によりあつせんに必要な調査を行う群馬県障害者差別解消推進協議会の委員又は専門委員であることを証明する。</p> <p>年 月 日 交付</p> <p>群馬県知事</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(抜粋)</p> <p>（事実の調査）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象事案関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
---	---

（裏面）

<p>（あつせん）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 協議会は、第1項の規定によるあつせんの求めがあった場合において、必要があると認めるときは、対象事案関係者に対し、資料の提出又は説明を求めるとその他の必要な調査を行うことができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 前条第3項の規定は、前2項の調査について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第3項の調査を行う協議会の委員又は専門委員及び同条第4項」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 対象事案関係者は、正当な理由がある場合を除き、第3項の規定による調査（第4項の規定により知事はその全部又は一部を行う場合を含む。）に協力しなければならない。</p> <p>7 から9まで 略</p>
---	--